



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行  
代 表 者 取締役頭取 佐 藤 清 一 郎  
(コード番号 8398 福証)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 執行 謙二  
(TEL 0942-32-5897)

### 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件の変更に関するお知らせ

当行は、本日の取締役会において、過去に株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件につきましては、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 93 期定時株主総会における「株式報酬型ストック・オプションの行使条件の一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を発揮します。

#### 記

#### 1. 変更理由

平成 29 年 6 月 28 日より新株予約権の割当て対象者として、執行役員を加えることに伴い、必要事項を変更するものであります。

#### 2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 株式会社 筑邦銀行 第 1 回新株予約権（平成 23 年 6 月 28 日開催の取締役会決議）
- (2) 株式会社 筑邦銀行 第 2 回新株予約権（平成 24 年 6 月 27 日開催の取締役会決議）
- (3) 株式会社 筑邦銀行 第 3 回新株予約権（平成 25 年 6 月 26 日開催の取締役会決議）
- (4) 株式会社 筑邦銀行 第 4 回新株予約権（平成 26 年 6 月 26 日開催の取締役会決議）
- (5) 株式会社 筑邦銀行 第 5 回新株予約権（平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会決議）
- (6) 株式会社 筑邦銀行 第 6 回新株予約権（平成 28 年 6 月 28 日開催の取締役会決議）

#### 3. 変更内容

変更前	変更後
<b>【新株予約権の行使条件】</b> 新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、 <u>当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り</u> 、新株予約権を一括して行使できるものといたします。	<b>【新株予約権の行使条件】</b> 新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、 <u>当行の取締役または執行役員</u> のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

以 上